

森林整備保全事業における現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、森林整備保全事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う土木請負工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 積算方法

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の積算方法に基づき行う。

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式 $K = i \cdot P_i + \alpha$

ただし、 K ：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i ：現場環境改善費率（単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め）

P_i ：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費
＋無償貸付機械等評価額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

※現場環境改善費率については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」の表を参照すること

イ 率に計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（ただし、いずれか 1 項目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ及び実施内容を変更してもよい。

ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50%を上限とする。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

カ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

【別表】

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 社会貢献

6 特記仕様書等への記載について

次の記載例を参考として記載する。

（特記仕様書記載例）

その他

○ 現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上費目のそれぞれから１内容以上選択し合計５つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ及び実施内容を変更してもよい。詳細については、監督員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- （２）以下に示す内容において、請負者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載して監督員に提出するものとする。
- （３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。
 なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の５０％を上限とする。
- （４）請負者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を内容ごとに監督員に提出するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③デザインボックス(交通誘導警備員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

※参考 HP：「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算要領」

7 適用

本通知は、令和3年4月1日以降に起案する工事から適用する。

本通知は、令和7年10月1日以降に起案する工事から適用する。